

令和5年度埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、不安を抱えて生活を送っている状況にある。このようなことから、本人が希望する場合に新型コロナウイルス感染の有無を確認する検査が受けられるよう体制を整備し、検査費用を補助することで、妊婦の不安解消を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は埼玉県とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、以下のアの要件を満たし、かつイ～エのいずれかに該当する妊婦のうち、新型コロナウイルスへの感染を疑う症状がないものの、不安から検査を希望する妊婦とする。

ア うつ状態にあるなどの不安を抱える妊婦又は基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等）を有する妊婦

イ 埼玉県内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市（以下、指定都市等という。）を除く。以下同じ。）に住所を有する妊婦

ウ 出産のために県内に里帰りをしている妊婦

エ その他県が必要と認めた妊婦

(対象の期間)

第4条 本事業の対象となる検査は令和5年4月1日から令和5年9月30日までに行ったものに限る。

(対象の検査)

第5条 検査対象疾病は COVID-19（感染症法における「新型コロナウイルス感染症」）とし、検査の種類は鼻咽頭スワブ検体又は唾液を用いた PCR 検査、LAMP 検査及び抗原定量検査とする。ただし、簡易キットによる抗原検査及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき実施される新型コロナウイルスの PCR 検査を除く。

(検査時期)

第6条 検査時期は、分娩予定日の概ね2週間前とする。ただし、早産リスク等の妊婦それぞれの状況を勘案し、かかりつけの産科医療機関がこれ以外の検査時期を決定した場合はこの限りではない。

(検査機関)

第7条 検査を実施する機関は、妊婦のかかりつけの産科医療機関等の医療機関のうち、事前に埼玉県と本事業に係る契約を締結した医療機関（以下「検査実施医療機関」という。）とする。

(検査実施方法)

第8条 かかりつけ医療機関において、検査を希望する妊婦本人に対し、事前に以下のア～カについて、説明を行うこと。

ア 検査は対象者が希望する場合に任意で行われること。ただし、その時点の対象者の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が検査より優先される可能性があること。

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こる可能性があること。

ウ 検査の結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院や宿泊療養になる等生活が制限される可能性があること。

エ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となること又は計画分娩、帝王切開等による分娩となる可能性があること。

オ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること。

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること。

2 前項の説明を受けた上で検査を希望する妊婦は、検査実施医療機関へ検査を申し込み、検査を受けることとする。

(費用の負担)

第9条 知事は、検査実施医療機関が対象者に検査を行った場合、別途締結する契約書に基づき、対象者1人につき1回に限り9千円を限度として委託料を医療機関に支払う。なお、検査実施医療機関等において、検査費用以外の費用が生じる場合は妊婦が負担するものとする。

2 前項に定める支払いが困難であると認められる場合は、埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金交付要綱に基づき、対象者に対し補助金を交付できるものとする。

(実施上の留意事項)

第10条 本事業の実施にあたっては、検査実施医療機関は責任ある体制を確保し、対象者の個人情報保護には十分留意すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日より施行する。